

社会福祉法人 同潤会 訪問介護ステーション アリア

「第1号訪問事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(宮崎県指定 第 4570106130 号)

当事業所はご契約者に対して第1号訪問事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「事業対象者・要支援」と認定された方が対象となります。事業対象者・要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1	事業者	2
2	事業所の概要	2
3	サービスの利用方法	3
4	サービスの終了	3
5	ご利用の留意点	3
6	第1号訪問事業の内容	4
7	利用料金	4
8	緊急・事故発生時の対応	5
9	サービス内容に関する苦情	6
10	第三者評価の実施状況	6

1 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 同潤会
(2) 法人所在地 宮崎県宮崎市大字島之内 2345 番地 3
(3) 電話番号 0985-36-3820
(4) 代表者氏名 理事長 後藤益男
(5) 設立年月 平成 15 年 2 月 24 日

2 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 第 1 号訪問介護事業所・平成 23 年 12 月 27 日指定
宮崎県 4570106130 号

(2) 事業所の目的

第 1 号訪問事業は、ご契約者（利用者）が、可能な限り居宅において要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に第 1 号訪問事業サービスを提供します。

- (3) 事業所の名称 訪問介護ステーション アリア
(4) 事業所の所在地 宮崎県宮崎市大字島之内 2345 番地 3
(5) 電話番号 0985-36-3820
(6) 管理者 平賀 崇詩

(7) 当事業所の運営方針

- ① 訪問介護員等は、要支援又は要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その有する力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護、その他の生活全般にわたる援助を行います。
- ② 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

- (8) 開設年月日 平成 23 年 12 月 27 日

- (9) 通常の事業の実施地域 宮崎市

(10) 営業日及び営業時間

- ・営業日 原則として、毎日

(12 月 30 日～1 月 3 日は休業としますが、必要な場合はこの限りではありません。)

- ・派遣時間 24 時間体制 (ただし、事務所は 8:30～17:30)

※担当ヘルパーへの連絡は事務所 (0985-36-3820) までお願いします。

(11) 職員の体制

職 種	常 勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長 (管理者)	1		1	1
2. サービス提供責任者	1		1	1
3. 訪問介護員	2	1	2. 5	2. 5
(1) 介護福祉士	1			1
(2) 訪問介護養成研修 1 級 (ヘルパー 1 級) 課程修了者				
(3) 訪問介護養成研修 2 級 (ヘルパー 2 級) 課程修了者	1	1		1. 5

※サービス提供責任者は、第1号訪問事業の利用申込みに係る調整、第1号訪問事業計画書の作成、居宅総合事業支援事業者との連携を行います。また、訪問介護員に対し援助目標や内容の指示、訪問介護員の管理、研修、技術指導等、第1号訪問事業の提供を行います。

※訪問介護員は、第1号訪問事業計画書の内容に沿った訪問介護の提供を行います。

3 サービスの利用方法

- (1) 第1号訪問事業サービスの提供に関する問い合わせ又は利用申込みは電話又は文書、事業所へ来所その他現在訪問している事業所の訪問介護員にお申し出下さい。
- (2) 事業所のサービス提供責任者又は職員が速やかにご自宅を訪問し、本人又は家族の方に重要事項を記した文書を交付して説明を行い第1号訪問事業サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ることとします。
- (3) 第1号訪問事業計画書の作成に当たっては、利用申込者等の希望を踏まえて居宅介護サービス計画の内容に沿った第1号訪問事業計画書を作成します。
- (4) 事業の実施地域により適切な第1号訪問事業サービスの提供が困難なときは、他の第1号訪問事業サービス事業者を紹介します。
- (5) 要介護認定を受けていない利用申込者については、居宅介護支援事業者を紹介するなど介護保険の認定が受けられるよう援助します。

4 サービスの終了

- (1) 契約者のご都合でサービスを終了する場合は、お申し出されればいつでも解約できます。
- (2) 当方の都合等、やむを得ない事情で、サービス終了させていただく場合があります。その場合は1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の第1号訪問事業サービス事業者を紹介いたします。
- (3) 次に掲げる事項は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了します。
 - ① 契約者が介護保険施設に入所された場合
 - ② 介護保険給付でサービスを受けていた契約者の要介護認定基準が自立又は要介護と認定された場合。この場合は、契約を変更して再度契約することができます。
 - ③ 契約者がお亡くなりになった場合

5 ご利用の留意点

- (1) 契約者やご家族などが当方の訪問介護員に対して本契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただくことがあります。
- (2) 訪問介護員の交替は、ローテーション及び調整により変更させていただきます。
- (3) 訪問介護員は、医療行為や年金等の金銭の取扱は致しかねますのでご了承下さい。(生活援助としての買い物等に伴う少額の金銭の取扱は可能です。)
- (4) 訪問介護員は、介護保険制度上、契約者(要介護者)の介護や家事の準備を行うこととされています。家族の方の食事の準備等、それ以外の業務については介護保険のサービス外となりますのでご了承下さい。
- (5) 訪問介護員に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

- (6) 訪問介護員、その他の職員は正当な理由がなくその知り得た利用者様又はそのご家族等の秘密を漏らしません。また、サービス担当者会議等において利用者様又はご家族の個人情報を用いる場合はあらかじめ当該家族の同意を文書でいただきますのでご了承下さい。

6 第1号訪問事業の内容

- (1) 身体介護 入浴・排泄・食事等の介護を行います。
- (2) 生活援助 調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の支援を行います。
- ① 調理 (ご家族分の調理は行いません。)
 - ② 衣類の洗濯、補修 (ご家族分の洗濯、補修は行いません。)
 - ③ 居室等の掃除、整理整頓 (ご利用者の居室以外の居室、庭等の清掃は行いません。)
 - ④ 生活必需品の買い物 (預金・貯金の引出しや預かり入れは行いません。)
 - ⑤ 関係機関等との連絡
 - ⑥ その他必要な家事
 - ⑦ その他必要な日常生活上の世話

※ 第1号訪問事業サービスは自立支援の観点から、利用者ができる限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。そのため、上記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

※ サービスの実施頻度は、介護予防サービス・支援計画書(ケアプラン)において以下の支給区分が位置づけられ、1週間当たりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ、第1号訪問事業計画において具体的な実施日、1回当たりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	1回当たりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	おおむね3回以上

7 利用料金

(1) 利用料

利用料金は、月途中の契約又は契約解除日を起算日とした日割り請求とします。介護予防サービス・支援計画において位置づけられた支給区分によって次の通りとなります。自己負担額は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。

支給区分	I おおむね週1回	II おおむね週2回	III おおむね週3回以上
自己負担額 (※1割の場合)	1,176円	2,349円	3,727円

※ 月途中で要支援度・事業対象者が変更となった場合や、ショートステイのご利用日数に応じて、日割り計算によりそれぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

※ 第1号事業からの支給額に変更があった場合、変更された額に合わせて契約者の負担額を変更します。

(2) 加算対象サービス

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)(1回あたり)

基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数に、訪問介護のサービス別加算率18.2%を乗じた単位数で算定します。利用料金は、各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額が自己負担になります。

イ 初回加算

新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合に、加算をいただきます。ご利用の際には加算額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額を追加料金としてご負担いただきます。

初回加算	自己負担額 (※1割の場合)	200円/月	初回時及び緊急時の対応について加算
------	-------------------	--------	-------------------

(3) 第1号事業の支給対象とならないサービス

第1号事業支給の限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス料金の金額が、ご契約者の負担となります。

(4) 解約料

利用者はいつでも解約でき、解約料はいただきません。

(5) 料金の支払い方法

料金は月ごとの精算とし、毎月10日頃までに前月分の請求を致します。請求書到着後1週間以内にお支払い下さい。お支払いと同時に領収書を発行いたします。お支払い方法は、口座自動引き落とし、現金集金の2通りの中から選択下さい。

8 緊急・事故発生時の対応

当事業所は、利用者様に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を行います。また、サービス提供に伴って事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行います。

9 サービス内容に関する苦情

提供した訪問介護等に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するための窓口を設置しています。

(1) 苦情受付窓口(担当者) [職名] サービス提供責任者 平賀 崇詩

受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30

電話番号 0985-36-3820

(2) 行政機関その他苦情受付機関

宮崎市 介護保険課	所在地 宮崎県宮崎市橘通西1丁目1番地1号 電話番号 0985-21-1777・FAX 0985-31-6337 受付時間 8:30~17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 宮崎県宮崎市下原町231番地1 電話番号 0985-35-5301・FAX 0985-25-0268 受付時間 8:30~17:00
宮崎県社会福祉協議会	所在地 宮崎県宮崎市原町2-22 宮崎県総合福祉センター 電話番号 0985-22-3145・FAX 0985-27-9003 受付時間 8:30~17:00

(3) 第三者委員

当事業所では、地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から当事業所のサービスに対する意見等をいただいております。利用者は当事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することができます。

山内 英資 宮崎市大字島之内 2263-2 電話 0985-39-2151

山本美紀子 宮崎市大字島之内 1572-3 電話 0985-39-5418

10 第三者評価の実施状況

現在、実施していません。

令和 年 月 日

第1号訪問事業サービスの提供開始にあたり、利用者に対して本書面に基づき重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 宮崎市大字島之内 2345 番地 3

名称 社会福祉法人 同潤会 訪問介護ステーション アリア

説明者職名 サービス提供責任者 平賀 崇詩 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から第1号訪問事業サービスについての重要事項の説明を受け、訪問介護の開始に同意します。

利用者 住所 _____

氏名 _____ 印

家族 (代理人) 住所 _____

氏名 _____ 印

(続柄 _____)